

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の目標

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和3年5月中央防災会議決定)等が改定されたことを踏まえ、平成18年に国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が令和3年12月に改定され、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅の耐震化率をおおむね解消することを目標としています。

また、令和7年までに特に耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け対象建築物について、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。

このような国の方針に準じて、神奈川県耐震改修促進計画では耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消とする目標を設定しました。また、耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を令和7年度までにおおむね解消とする目標を設定しました。さらに、旧耐震基準で建てられた沿道建築物の要安全確認建築物のうち、必要な耐震性能が確保されたものの割合を5割以上とする目標を設定しました。

以上のような国及び県の方針に則り、本町も令和12年度における耐震化の目標を表3-1のとおり設定します。

表 3-1 耐震化率の目標

区 分	本町における耐震化率の推移		耐震化の目標
住 宅	平成 27 年 約 73%	令和 2 年 約 75%	令和 12 年度 耐震性が不十分な 住宅をおおむね解消
多数の者が利用する建築物 (要緊急大規模建築物を含む)	平成 27 年 約 74%	令和 2 年 約 76%	令和 7 年度 耐震性が不十分な多数の者が 利用する建築物をおおむね解消

2. 住宅の耐震化

(1) 平成 27 年の住宅の耐震化の状況

前回計画策定時点の平成 27 年における本町の戸建住宅及び共同住宅を合わせた住宅総戸数 11,606 戸に対し、39.1%にあたる 4,533 戸が昭和 56 年以前に建築されたものとなっていました。この時点では、耐震性のあるものが 8,468 戸で耐震化率は約 73.0%と推計されました。

表 3-2 住宅の耐震化の現状（平成 27 年）

用途区分	新耐震基準前			新耐震基準	住宅数	耐震性を有する住宅	耐震化率
	総数	耐震性有(※)	耐震性無				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	4,020	1,005	3,015	5,527	9,547	6,532	68.4%
共同住宅	513	390	123	1,546	2,059	1,936	94.0%
合計	4,533	1,395	3,138	7,073	11,606	8,468	73.0%

※：新耐震基準前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅の推計であり、県の想定耐震化率を参考に算出しています。

資料：平成 27 年 1 月家屋課税データ

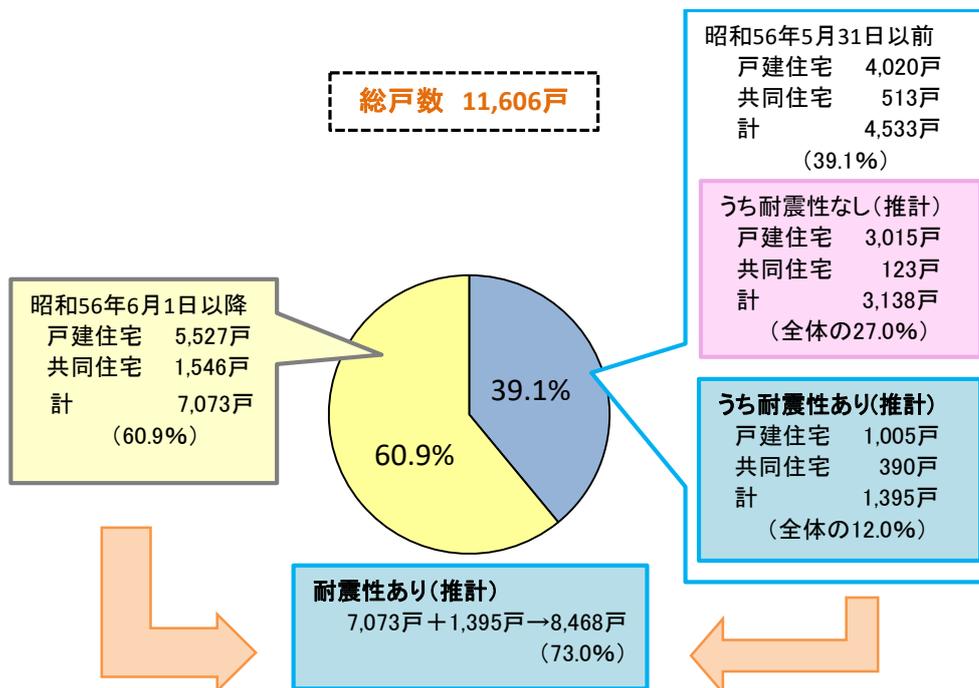


図 3-1 住宅の耐震化の状況（平成 27 年）

(2) 住宅の耐震化の現状

令和2年1月1日現在、本町の住宅総戸数は、平成27年以降、約320戸増加して11,923戸になりました。このうち36.1%にあたる4,310戸が昭和56年以前に建築されたものとなっており、平成27年の4,533戸から223戸減少しました。

耐震化率は、耐震性のあるものが8,943戸であり約75%と推計されます。従って、町の耐震化率は、平成27年から約5年の間に73.0%から75.0%まで増加しています。

表 3-3 住宅の耐震化の現状（令和2年）

用途区分	新耐震基準前			新耐震基準	住宅数	耐震性を有する住宅	耐震化率
	総数	耐震性有(※)	耐震性無				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	3,814	953	2,861	6,009	9,823	6,962	70.9%
共同住宅	496	377	119	1,604	2,100	1,981	94.3%
合計	4,310	1,330	2,980	7,613	11,923	8,943	75.0%

※：新耐震基準前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅の推計であり、県の想定耐震化率を参考に算出しています。

資料：令和2年1月家屋課税データ

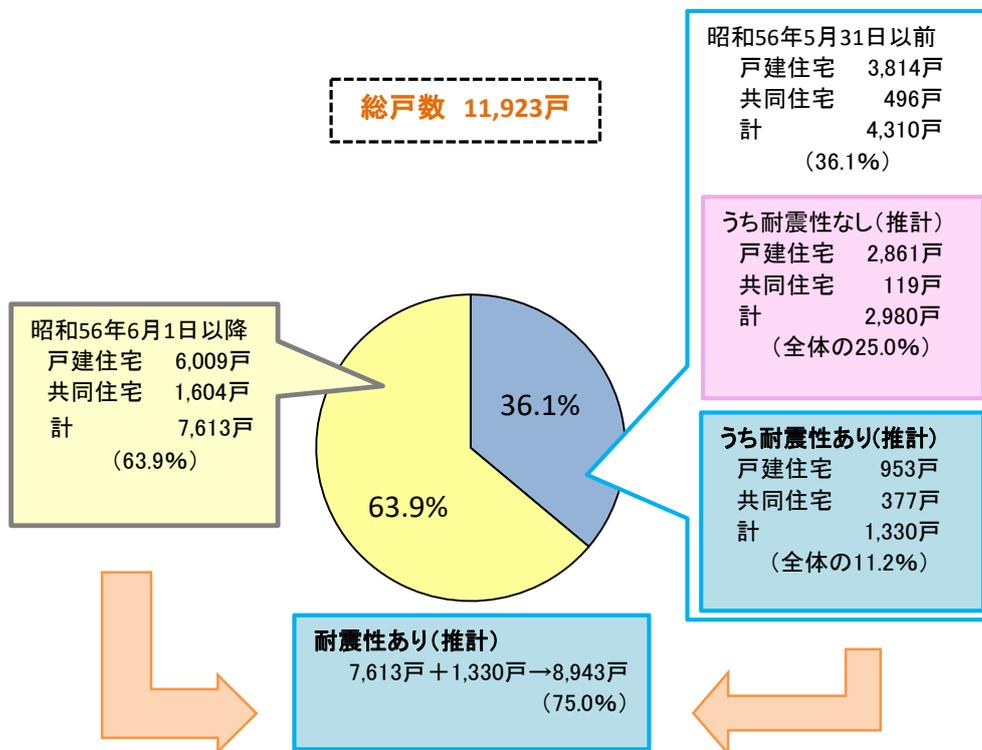


図 3-2 住宅の耐震化の状況（令和2年）

(3) 住宅の耐震化の目標

住宅については、地震による被害のなお一層の軽減を図ることを目指し、令和12年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね解消することを目標にしました。

表3-4は、現状の住宅数の推移、住宅数と人口の比率及び令和12年時点の推計人口（二宮町人口ビジョン）を基に推計しました。

その結果、令和12年度の本町の住宅総戸数は、11,692戸になり、令和2年に比べて231戸の減少が見込まれます。そのうち耐震性を有する住宅戸数は9,280戸で、耐震化率は79.4%と推計されます。

目標達成に向け、引き続き耐震化を促進するための施策に取り組みます。

表3-4 住宅の耐震化の推計（令和12年度）（※1）

用途区分	新耐震基準前			新耐震基準	住宅数	耐震性を有する住宅	耐震化率
	総数	耐震性有 （※2）	耐震性無				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	3,080	770	2,310	6,484	9,564	7,254	75.8%
共同住宅	427	325	102	1,701	2,128	2,026	95.2%
合計	3,507	1,095	2,412	8,185	11,692	9,280	79.4%

※1：令和12年度の住宅戸数は、平成28年から令和2年の5か年分の家屋課税データ、住宅数と人口の比率及び令和12年時点の推計人口を基に推計しています。

※2：新耐震基準前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅の推計であり、県の想定耐震化率を参考に算出しています。

資料：平成28～令和2年家屋課税データ等町資料、二宮町人口ビジョン

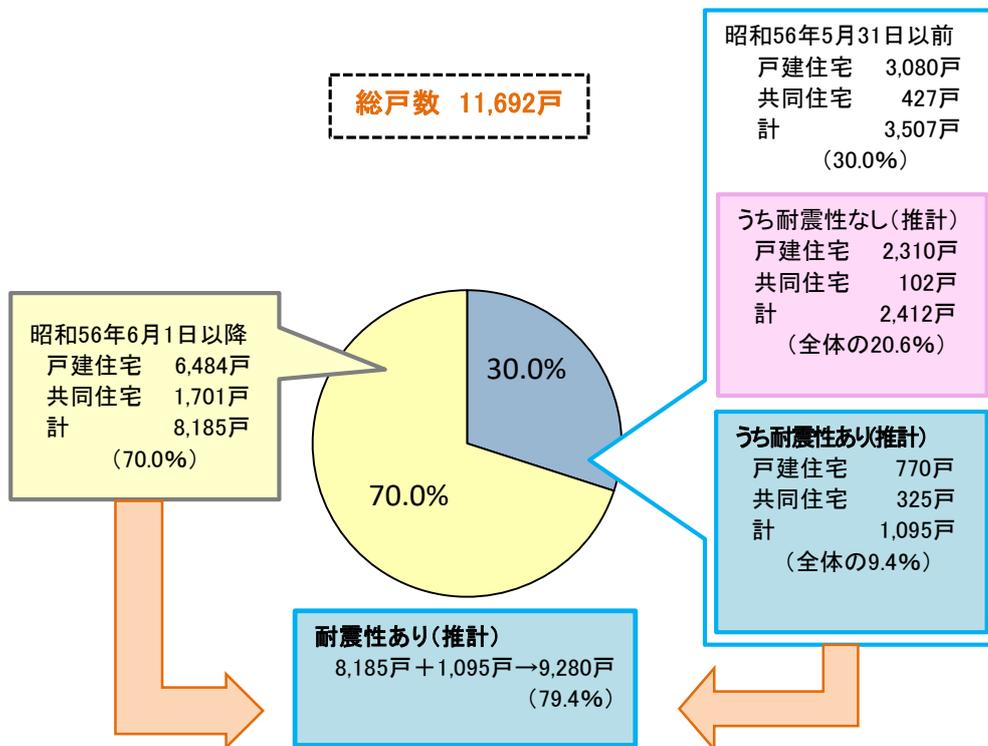


図3-3 住宅の耐震化の状況（令和12年度）

3. 多数の者が利用する建築物の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

令和2年における本町の特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物で地震による被害が大きくなると予想される町有公共建築物・民間建築物は合わせて83棟となっています。

町の調査結果では、昭和56年5月以前の耐震基準で建築された建築物30棟のうち、「耐震性を有する」と想定される建築物は10棟で、新耐震基準以降に建築された建築物53棟と合わせた63棟が耐震性を有する建築物となります。なお、耐震化率は75.9%です。

表3-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和2年）

用途区分	新耐震基準前			新耐震基準	総棟数	耐震性を有する建築物	耐震化率
	総数	耐震性有(※)	耐震性無				
	a=b+c	b	c				
町有公共建築物(小・中学校)	5	5	0	0	5	5	100.0%
町有公共建築物(その他施設)	21	5	16	38	59	43	72.9%
計	26	10	16	38	64	48	75.0%
民間建築物	4	0	4	15	19	15	78.9%
合計	30	10	20	53	83	63	75.9%

※：新耐震基準前に建築された特定建築物のうち耐震性を有する建築物。資料：令和2年11月現在、町都市整備課調べ

多数の者が利用する建築物（昭和56年5月31日以前に、建築確認を得て建築された建築物）

■町有公共建築物（小・中学校）

二宮小学校、一色小学校、山西小学校、二宮中学校、二宮西中学校

■町有公共建築物（その他）

町役場、武道館、町民センター、古民家ふるさとの家、上町児童館、老人憩いの家（7施設）、中里西公会堂、環境衛生センター桜美園（し尿処理施設）、環境衛生センター桜美園（焼却施設）、百合が丘保育園、教育委員会事務所、第2分団詰所、旧第3分団詰所、第4分団詰所、消防署

■民間建築物

商工会 他

※：下線の建築物は、耐震改修等により耐震性を有しています。

※：町有公共建築物の詳細については、「参考資料-8」を参照。

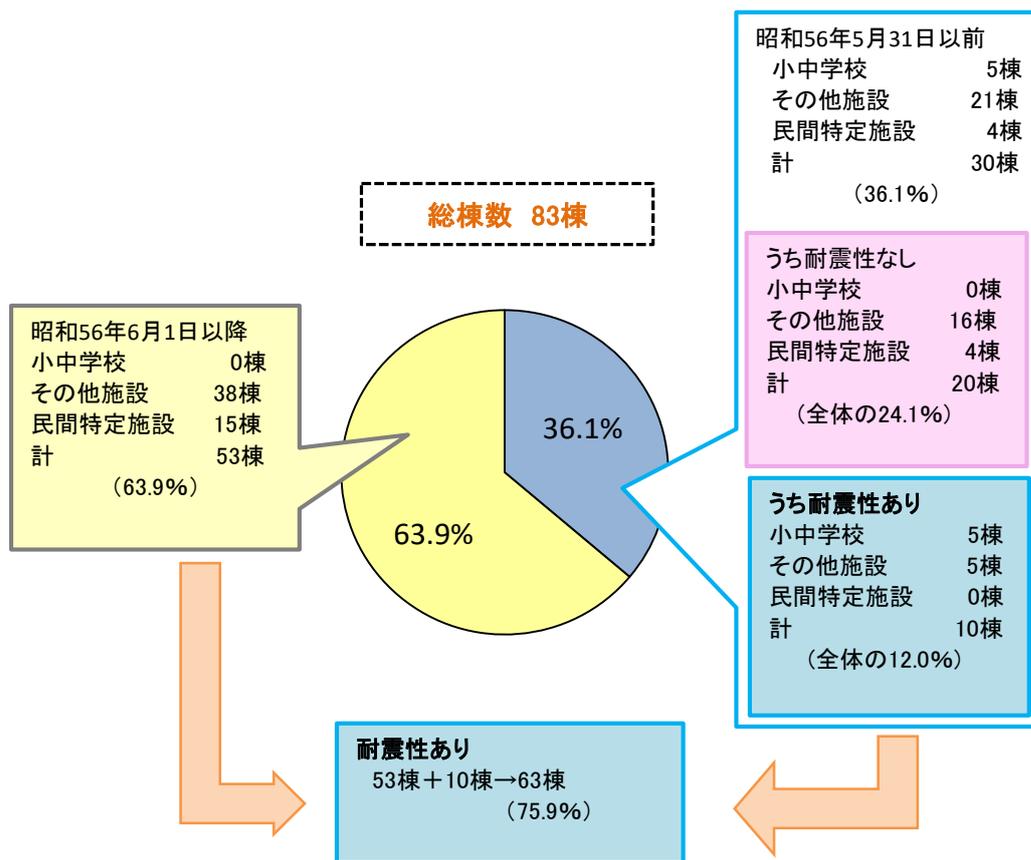


図 3-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和 2 年）

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物については、地震による被害の軽減を目指し、国の方針及び県計画等を勘案して、民間建築物については様々な施策により耐震改修・建替えを促進するとともに、町有公共建築物については計画的な耐震化を進め、令和 7 年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。

4. 沿道建築物の耐震化

(1) 沿道建築物の耐震化の現状

緊急輸送道路は、災害が発生した際の避難や救助、消防活動、緊急物資の輸送などのため、防災上非常に重要な道路です。

その沿道で一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物については、耐震改修促進法において「要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）」と位置づけられ、倒壊による道路閉塞が発生しないよう重点的に耐震化を促進しています。

沿道建築物

■ 県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路の沿道建築物

- ・ 国道 1 号

■ その他の緊急輸送道路（第 1 次緊急輸送道路）の沿道建築物

- ・ 国道 271 号（小田原厚木道路）
- ・ 県道 71 号（秦野二宮線）

(2) 沿道建築物の耐震化の目標

県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路は、一定の高さ以上の沿道建築物を県が耐震診断を義務化し重点的に耐震化を促進します。また、その他の緊急輸送道路は県と連携して耐震化を促進するとともに、沿道建築物については計画的な耐震化を進め、旧耐震基準で建てられた要安全確認建築物はおおむね解消することを目標とします。

(3) 危険なブロック塀の耐震化

大阪北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

緊急輸送道路や通学路沿道において、コンクリートブロック塀が倒壊した場合、人的被害や通行障害等が発生するため、事前に危険性の高いブロック塀等を把握します。

また、危険なブロック塀については、地震による倒壊を未然に防ぎ、安全性を確保するための施策を促進し、ブロック塀の改修・撤去の取り組みを進め、令和 12 年度までに危険なブロック塀をおおむね解消することを目標とします。